

## 一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、下記のとおり許可します。

平成30年2月26日

江戸川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記

- |   |                            |  |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類               | 普通ごみ<厨芥、食品残渣>  |
| 2 | 処分(最終処分を除く。)<br>最終処分の区別    | 処分(最終処分を除く。)   |
| 3 | 処分の方法                      | 破碎   |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、<br>設置場所及び処理能力 | 破碎施設 1基 4.72 t/日<br>江戸川区松江4-24-10                          |
| 5 | 処分先                        | 区長の指定する処理施設<br>農事組合法人 農業資源活用生産組合<br>株式会社フジコー<br>日立セメント株式会社 |
| 6 | 許可期間                       | 平成30年3月1日 から<br>平成32年2月29日 まで                              |
| 7 | 許可の条件                      |  |

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

本許可証は、許可の更新によるものであり、  
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。